

# まいばら

ひととまちをつなぐ情報誌



特集 私たちのまちを私たちの手で創るルール  
『米原市自治基本条例』の制定に向けて  
今、内蔵脂肪が危ない～健診結果からみた市民の健康～

Public Information  
Maibara  
2006.2 vol.12

私たちのまちを私たちの手で創るルール

# 『米原市自治基本条例』の制定に向けて

## 自治基本条例とは？

地方分権の時代に入り、市町村には自主・自立の自治体運営が求められています。米原市が抱える地域社会の課題などに対し、どんなことを大切にしようかという方法でまちづくりに取り組んでいくべきかまちづくりの理念や仕組みを条例というかたちにしたもの、これが自治基本条例です。

わが国の最高法規は日本国憲法ですが、米原市自治基本条例は本市の礎となる条例であり、国の憲法にあたるものです。

日本国憲法の前文では日本という国がどういふ国であるかということ、国民や世界に向けて宣言しています。米原市自治基本条例(案)の前文にも市が基本とすることが凝縮されています。

## なぜ自治基本条例が必要なの？

合併して誕生した私たちの米原市。

だれもが住んでみたい、住み続けたいと思えるまちをつくるには、市民だけが、あるいは市役所だけが、事業所だけががんばって実現できるものではありません。みんなが丸となり、力を合わせて取り組む必要があります。

そうはいっても、それぞれがあらゆる方向を向いては、一体的なものにはなりません。何に基づいてまちづくりを進めていくのか、基本となる「何」を定め、明文化したものが必要ではないか、そこで制定しようとしているのが、この自治基本条例というわけです。

## 米原市自治基本条例の骨子を答申

### 骨子を答申

### つくる会での素案づくり

市の憲法ともいえる条例の素案づくりには、市民と職員で構成する『新・米原市のまちづくり基本条例をつくる会』(以下「つくる会」)が中心となり、さまざまな議論をもとに形づくられてきました。

つくる会は昨年5月30日に発足。

つくる会では、発足から8月末までに、条例の基本的な考え方やつくり方について学び、市のことをもっと知ろうと「自然」や「人びとの活動」からの視点から市内のあちこちを訪問してきました。さらに他市での先例についても講演などを聞きました。

そうした準備を整え、いよいよ9月からは条例の項目の整理や組み立て、前文・基本理念・各項目の検討を重ね、最後に全体での確認作業を終えました。

12月末までの答申を目指し、つくる会の活動は会議が13回、グループワークは22回にもおよびました。

そして12月21日、骨子が答申され、つくる会から市民のみなさんへの報告として、広報号外が発行されました。



12月21日、市役所米原庁舎で、つくる会の山本孝雄会長から平尾市長に、米原市自治基本条例の骨子が答申されました。



米原市は伊吹山・霊仙山、姉川・天野川そして琵琶湖をめぐる坂田郡四町が2005年に合併して生まれた市です。ホタルが飛び交い、梅花藻が咲き、ゆたかな湧水が潤す中、人々は自然と共生しながらその営みを続けてきました。それとともに、この地域は古代から、人やモノや情報の結び目として日本の歴史に深く関わり、東西文化の接点としてこの地域独自の文化を生み出してきました。また、人々は深い信仰心をもって助け合いながらこの地に愛着をもって住み続け、その歴史は現代におけるこの地域の文化や社会生活のあり方に深く関わっています。

合併によって、私たちは新しい力を手に入れました。それまでの個々のまちづくりを統合することで、恵まれたさまざまな地域環境を活かした新しい都市づくりを進める条件が整ったのです。

私たちは、地域や人々の多様性を尊重し、環境を守りつつ、歴史や文化やモノの流れの結び目としてのこの地域の役割を、国際社会にひろげつつ、さらに輝かしく発展させていきたいと思えます。また、市民と事業者等および市の役割分担のもとに、豊かな人間性を持った人々をはぐくみ、情報の共有と協働によってこのまちをさらに充実させるために、総力を挙げて取り組んでいきたいと思えます。

市民が、自治・自立の理念のもと、末永くいつまでもこのまちに安心して住み続けることができるよう、ここにこの条例を制定します。

(答申された米原市自治基本条例・骨子 前文より)

## 条例案はどんな内容？

50年先でも通用し、将来にわたって引き継がれるべきこの条例案に盛り込まれているおもな内容は

- ・市民主権
  - ・まちづくりにおける役割分担と協働
  - ・持続的発展
  - ・多様性の尊重
  - ・情報の共有
  - ・住民発意の市民投票
  - ・市長や議員の責務
  - ・本条例の実効性を高めるための自治基本条例推進委員会の設置
  - ・最高規範の位置づけ
- などとなっています。

## 今後の予定

〈市民意見の募集と案の確定〉  
つくる会での素案をもとに、今後、市民フォーラムの開催のほかパブリックコメント(市民意見)の募集を行います。

そこで寄せられる市民意見を参考に、条例案としてまとめ、3月の市議会定例会への上程を目指しています。

## 米原市自治基本条例フォーラムを開催します

とき 2月12日(日)午後1時30分～

ところ 米原市民交流プラザ『ルッチプラザ』ベルホール310

問合せ 政策推進部 総合政策課(米原庁舎) ☎52-6626 FAX 52-5195

## パブリックコメント(市民意見)を募集します

米原市自治基本条例(素案)について、次のとおり市民のみなさんからのご意見や情報を募集します。

意見等の募集期間 1月24日(火)～2月22日(水)

条例案の閲覧場所 市役所各庁舎、各行政サービスセンター、各市立図書館、市の公式ウェブサイト(ホームページ) <http://www.city.maibara.shiga.jp>

意見等の提出方法 閲覧場所への直接持参、郵送、FAX、Eメール

送付・郵送先 【郵送】〒521-8501 米原市下多良3-3 米原市役所総合政策課

【FAX】52 5195 【Eメール】[seisaku@city.maibara.shiga.jp](mailto:seisaku@city.maibara.shiga.jp)

# つくる会に参加して、市民会員のみなさんに聞きました



やまもと たかお  
山本 孝雄さん  
(梓)

昨年末に答申ができ、今、ほうとしていると同時に「つくる会」に参加できてよかったと思っています。集まった公募委員のだけれども、元気で魅力ある米原市にしていきたいという熱い思いをもって条例づくりに取り組んできました。時に議論は白熱し、私も時の経つのを忘れ、楽しく参加させていただきました。

つくる会では市民のみならず、米原市に住んでよかった、これからはずっと住みたいと思えるまちづくりを実現するため、その基本的なルールとしての役割を果たす条例に仕上げていくことを目標にしています。

今、いくつかの市町村で、自治基本条例の制定に取り組まれています。顧問の富野先生の「インターネットのもと、市民の思いが活かされた、先例市町村の物真似ではない、米原市ならではの条例案ができた」と確信しています。

少子高齢化などが進む中、これからのまちづくりには、自治意識を高めながら、地域住民同士の助け合いができる、結びつき強い地域づくりに取り組んでいきたいと思っています。そして、「市民として、この条例がまちづくりに生かされるように見守っていきたくと思っています。」

(談)



きたむら きみこ  
北村 欣見子さん  
(宇賀野)

広報紙で市民会員募集の記事を見て、「おもしろそうだな」と新市のまちづくりに対する期待を持って応募しました。はじめの会で顧問の富野先生のお話を聞き、「自分たちのまちを自分たちでつくる」ということの意義に大きな感銘を受けました。

条例づくりにおいて特に大切にしていたことは、「多様性を尊重すること」と、「くらしの視点を大切にすること」と、そして「次世代へ継承できること」の3点です。

メンバーは初対面の方ばかりでしたが、すぐに打ち解け合い、短い期間の中で何度も集まるとは熱い思いを交換しました。まちづくりに対する意見や考え方は多様だけれど、新市、米原市をいよいよにしていきたいという思いはみんなの共通するところ。つくる会に参加したことで私の視野も広げることができたと思っています。

今、扉を開けたばかりの米原市。条例ができた後、そのことに満足するのではなく、条例を広く知ってもらい、市民が事業者が市役所がどう行動しているのかが重要だと思っています。これからのまちづくりが楽しみです。女性の参加がもっと増えるといいですね。

(談)



おおなが やそはる  
大長 弥宗治さん  
(磯)

以前から北海道「ニセ」町などのまちづくりに関心を寄せており、「ニセ」町で全国に先駆けて制定されたまちづくり基本条例にも注目していました。そんな中、米原市の誕生を前に、条例をつくる会の会員募集を知り、さっそく参加してみようと思いました。

40数名の会員が集まり、条例づくりの検討を重ねてきました。多様な意見や思いが交わされ、充実した議論がなされました。それをひとつのものにまとめることは、決して容易なことではありませんでしたが、とても楽しくいい経験ができました。昨年末に骨子がまとまり、答申ができたというところは、合併新市として今後のまちづくりを進めていくうえでも意義深く、大きな成果ではなかったかと振り返っています。

「地方分権の時代」が到来した今、市町村が国から自立するのと同様、地域も市から自立していくことが必要だと思っています。

私たちはだれもがどこかの地域の「地域人」です。地域においてどんな行動がしているのか、地域からどんな情報が発信しているのか、今後も地域人としてまちづくりに参加していきたいと思っています。

(談)



なかがわ てるこ  
中川 昭子さん  
(万願寺)

少子大学で、他市町の自治基本条例を勉強する機会があり、新市でも条例の制定がされることから、「つくる会」の活動に参加させていただきました。

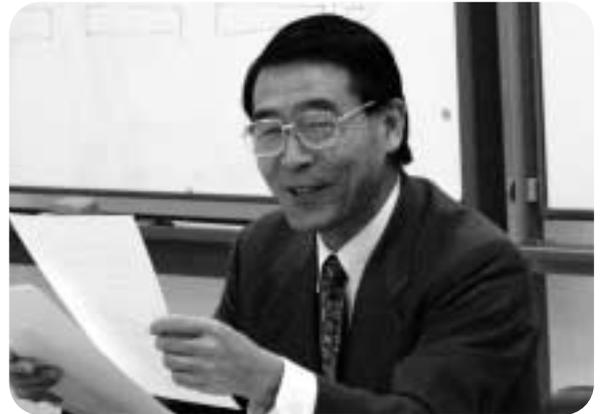
条例をつくるために、まずは新しい「米原市」をよく知ることから始めようと、自然や人びとの活動を通して市内全域を訪ね歩きました。見たり、聞いたりしながら、「なんと米原市は広くまた奥の深いまちなのか」と思ったことが強く印象に残っています。幾度も重ねた話し合いでは、活発な意見が交わされ、中身の濃い充実した時間を新しい仲間とともに過ごすことができました。

条例や憲法と聞くと難しいですが、自治基本条例は、50年後まで通用する米原市のまちづくり憲法です。ですから子どもたちにも理解できる、親しみやすい条例にしなければと思って、条例づくりにたずさわって来ました。

今後、小さいながらもキラリと輝く要素がぎゅっと詰まった私たちの米原市を、その立地条件などを十分に活かしながら、ますます魅力的なまちに育んでいけるよう、市民のみんなで盛り上げていきたいと思っています。そのためにはまず、豊富な情報の共有が大切だとつくづく感じています。

(談)

# 米原市自治基本条例案 骨子の策定に参加して



新・米原市まちづくり基本条例をつくる会 顧問  
龍谷大学法学部 教授 **とみ きちろう**  
**富野 暉一郎**

プロフィール  
神奈川県逗子市長を3期8年務め、94年島根大学教授・龍谷大学  
客員教授に就任。現・龍谷大学法学部教授。専門は地方自治論。

## 心意気に共感して

「まちづくり基本条例」の策定を市民参加で進めたいので協力を、というご依頼を昨年市からいただいた時点では、私は必ずしも積極的にお受けする気持ちではありませんでした。個人的には時間の余裕がなかったのですが、むしろ合併直後の自治基本条例の策定は前例がないためにさまざまな困難が予想され、来年度の施行を前提とした策定作業はよほど熱意と条件が

整わないと難しいからです。この気持ちを変えたのは、検討をお願いしたさまざまな変更案を真摯に受け止め、あえてその困難に挑戦してしっかりとした米原市のまちづくりの基盤を市民の皆さんと共に造って行きたいとする市の心意気でした。市民参加の実を挙げ、策定作業の効率をぎりぎりまで高めるための提案を相当程度受け入れていただいた結果、日本でおそらく初めてのケースになるであろう合併後のまちの「自治基本条例」

案の策定のための作業が始まりました。

## 新しいまちを読み解く

市民と市の若手職員がはじめから入り混じって勉強し意見交換しながら進めた策定作業は、宿題や数多くの自主的なグループワーク、そして迅速な情報の共有など、想定したとおりすばらしく充実し効率的なものとなりました。そこでもっとも重要だったのは、合併した新しい市の全体の姿を誰も知らない状態を解消して、大きくなったこの地域が持っている可能性を具体的に実感することでした。2回にわたる市内のポイントめぐりとその後数回行ったこのまちの特徴や課題に関する議論は、一見自治基本条例とは関係が薄い遠回りのように感じられたと思いますが、その経験が自治基本条例骨子案の項目整理やまちづくり理念を明確にする条例の前文作りの作業に大いに役に立ち、深い

議論を積み重ねながらも非常に円滑に作業を進めることができました。

## この条例の特色は

何よりも、現時点ではおそらく日本で初めての、合併したまちの市民参加による自治基本条例案であり、合併の具体的な効果を市民参加で検証して条例の実効性を高める仕組みがこの条例案に明記されていることです。まちづくりの基本原則においては、市民が米原市の主権者であることを前提に、市民、行政

極的な情報の共有の制度化と整備を求めているほか、都市経営の原則や厳しい倫理規範の確立のための不当要求の排除や違法な命令に対する不服従など、市民と市の信頼関係を保障するための規定が提案されています。

## 市民全体のものと するために

今回の米原市自治基本条例案は、新米原市のまちづくり基本条例をつくる会に参加した市民側委員と行政側委員の熱意と努力によって答申された骨子をもとにしたものですが、今後この案をもとに全市民の意見が反映され、さらに市議会の審議と議決を得てはじめて正式に市の条例となるものです。五十年、百年先を見通した米原市の地域づくりのために、市民の皆様すべての積極的な参加と意見の集約を切に願っています。

より具体的な規定としては、市政情報の管理と運用について特に一章を割いて、より積

# 今、内臓脂肪が危ない！

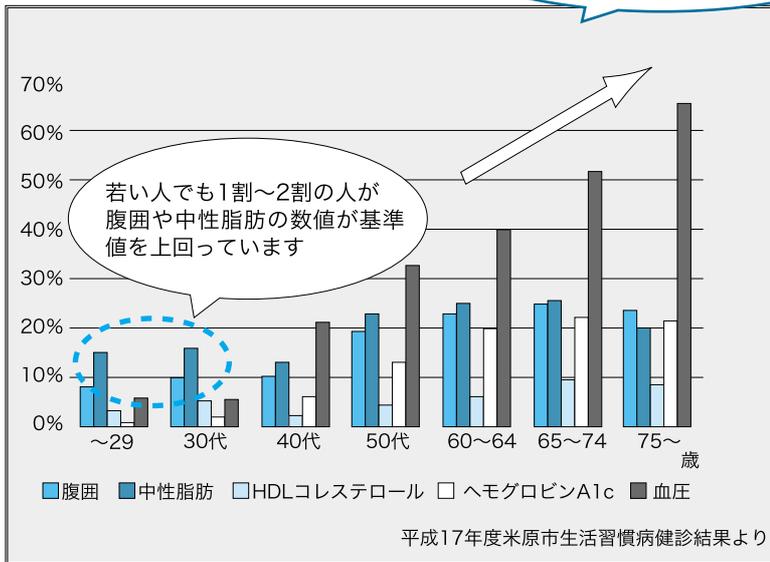
## 健診結果からみた市民の健康

米原市では、昨年7月から9月にかけて生活習慣病健診を実施しました。

腹囲測定や血液検査、血圧測定などの結果で異常数値が認められた人の割合をグラフ化してみると左のとおりです。

血圧・血糖は、加齢とともに数値異常者の割合が増加しています

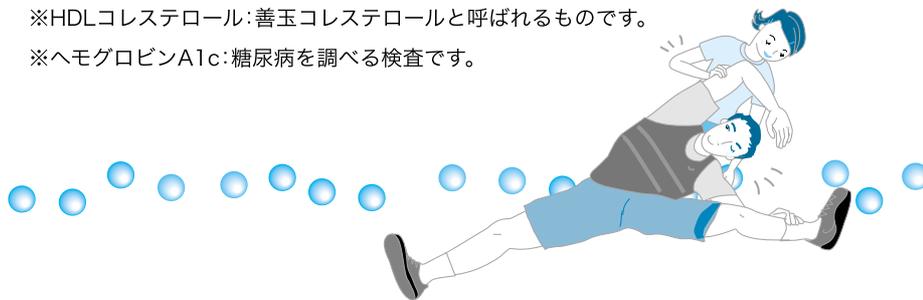
年代別 健診項目別 数値異常者の割合



若い人でも1割~2割の人が腹囲や中性脂肪の数値が基準値を上回っています

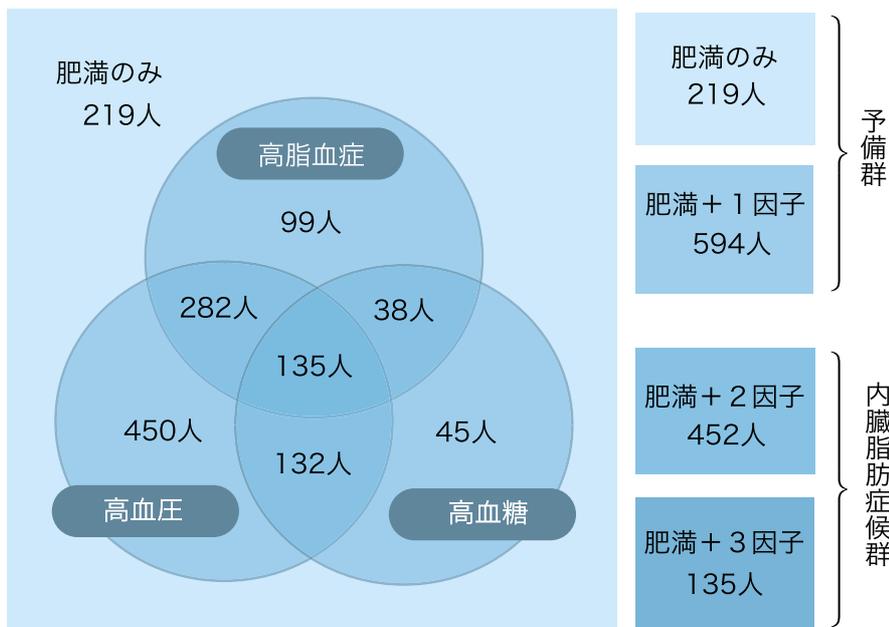
※HDLコレステロール:善玉コレステロールと呼ばれるものです。

※ヘモグロビンA1c:糖尿病を調べる検査です。



### 肥満と危険因子(高脂血症・高血圧・高血糖)の保有個数別人数

平成17年度米原市生活習慣病健診結果より



危険因子とは  
ここでいう危険因子とは、動脈硬化の危険性を高める高脂血症・高血圧・高血糖の3つの因子のことです。

受診者の4人に1人が内臓脂肪症候群  
市で実施した生活習慣病健診の受診者数は5564人。「肥満」に該当し、高脂血症・高血圧・高血糖の危険因子を2つ以上併せ持つ「内臓脂肪症候群」の人は587人。これは健診受診者の約10%にあたります。  
さらに予備軍の人は813人であり、合わせると1400人となりました。これは受診者全体の約25%にのぼり、4人に1人は内臓脂肪症候群の傾向にあるという現状です。

「腹囲が大きくなった」  
「中性脂肪が高い」という人は気をつけて！

腹囲測定は「おへそ周り」で測定します。

腹囲の基準値(正常値)は  
**男性は85cm未満**  
**女性は90cm未満**です

腹囲が基準値を上回っている人は、内臓脂肪症候群の疑いが高いので要注意です。

### 内臓脂肪症候群とは

内臓脂肪症候群は、「メタボリックシンドローム」ともいわれ、内臓脂肪の増加(内臓肥満)が元となり、さらに高血圧・高血糖・高脂血症などといった危険因子を2つ以上持っている状態をいいます。動脈硬化は、危険因子の数が増えると加速的に進みますが、自覚症状がないため知らない間に進行していきます。やがて突然の脳梗塞や心筋梗塞などを引き起こし、深刻な状態に陥ってしまうケースがあります。



腹囲のはかり方  
 足を離して、体重が均等にかかるように立つ  
 巻尺をおへその位置に水平にぴったりと巻く  
 息を吐いたときに測定します

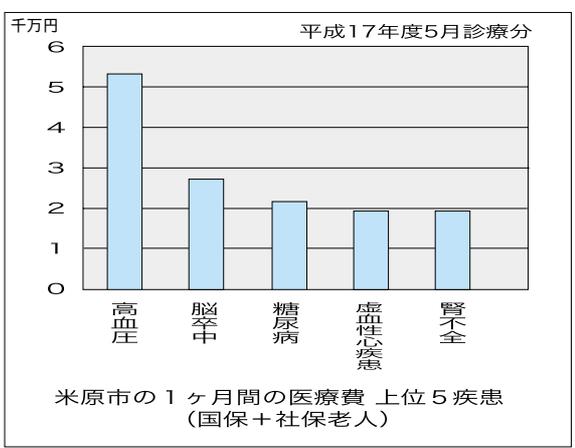
### 動脈硬化とは

血管(動脈)にコレステロールや中性脂肪などがたまって、詰まったり、硬くなったりしてスムーズに血液が流れなくなる症状をいいます。日本人の死因の3分の1を占める心疾患(狭心症、心筋梗塞など)や脳血管疾患(脳梗塞、脳出血など)のベースになるのは、この動脈硬化です。

生活習慣病の人がこんなにも多い  
 ～医療費からみた市民の健康～

どんな病気で治療を受けている人が多いのでしょうか？

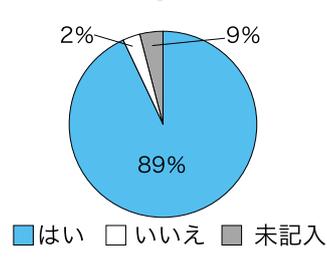
1ヶ月医療費…4億6,237万円  
 内生活習慣病…1億4,215万円



健診結果などのほかに、住んでいる地域の健康レベルを評価する方法として、国民健康保険の医療費や疾病傾向(どんな病気で治療を受けている人が多いか)が指標とされています。  
 平成16年度の一人当たり療養費(医療費)の結果で、県内33市町のうち米原市の医療費は高い方から数えて第5位。医療費が高い地域であるということがわかりました。(旧近江町は19位でした。)  
 中でも高血圧は1ヶ月で9264件もの受診があり、35歳以上の国民健康保険加入者と社会保険に加入している老人医療受給者(「社保老人」)を合わせた13271人のうち、約7割の人がすでに治療を受けていることになりました。

## 大切なのは生活習慣を改善することなのです

生活習慣を見直すきっかけとなった



市では、生活習慣病健診の結果説明会や健康教室を実施しています。参加者アンケートの結果では9割の方が、健康教室に参加して、「生活習慣を見直すきっかけになった」と回答されています。  
 あなたの健康を守るのはあなた自身です。みなさんもこの機会に自分の健康、そして生活習慣について見つめ直してみませんか？  
 健康に不安がある方は、最寄りの保健センター(健康福祉センター・健康プラザ)までお気軽にご相談ください。また健康診断や健康教室などの開催については、随時、広報まいばらや伊吹山テレビなどでお知らせしていきますので、ぜひご利用ください。

お問い合わせ 健康福祉部 健康づくり課(山東庁舎) ☎55-8105 📠55-8130





臨時検針に  
うかがいます

水道メーターの検針は2ヶ月に1回、偶数月の20日以降に行っていますが、平成18年4月からの新料金の適用に合わせて、臨時的に平成18年4月1日から5日までの期間で「3月分水道使用量」の検針を行います。

その際、3月分の水道使用量5月徴収分は旧料金でお支払いいただくこととなりますが、3月分の水道使用日は通常より多くなります。

できる限り1ヶ月の使用日に近い形での検針を計画していますが、ご理解をお願いいたします。また、下水道使用料においても同様の取り扱いとなります。



メーター口径別 料金比較表

(1ヶ月・税込、単位:円)

	使用水量	5m <sup>3</sup>	10m <sup>3</sup>	15m <sup>3</sup>	20m <sup>3</sup>	25m <sup>3</sup>	30m <sup>3</sup>	35m <sup>3</sup>	40m <sup>3</sup>	45m <sup>3</sup>	50m <sup>3</sup>
13mm	山東	1,220	1,850	2,480	3,110	3,950	4,790	5,790	6,780	7,780	8,780
	伊吹	1,410	1,410	2,040	2,670	3,300	3,930	4,560	5,190	5,820	6,450
	米原	1,207	1,354	1,722	2,220	2,719	3,323	3,927	4,530	5,265	6,000
	新料金	1,058	1,633	2,208	2,783	3,358	3,933	4,723	5,513	6,303	7,093
	近江	1,200	1,200	1,950	2,700	3,560	4,420	5,280	6,140	7,065	7,990
20mm	山東	1,590	2,220	2,850	3,480	4,110	4,950	5,790	6,780	7,780	8,780
	伊吹	1,470	1,470	2,100	2,730	3,360	3,990	4,620	5,250	5,880	6,510
	米原	2,677	2,677	3,097	3,622	4,147	4,777	5,407	6,037	6,798	7,560
	新料金	1,554	2,184	2,814	3,444	4,074	4,704	5,334	6,174	7,014	7,854
	近江	1,200	1,200	1,950	2,700	3,560	4,420	5,280	6,140	7,065	7,990
25mm	山東	2,160	2,790	3,420	4,050	4,680	5,310	5,940	6,570	7,410	8,250
	伊吹	1,480	1,480	2,110	2,740	3,370	4,000	4,630	5,260	5,890	6,520
	米原	3,937	4,410	4,882	5,355	5,985	6,615	7,245	7,875	8,610	9,345
	新料金	2,415	3,045	3,675	4,305	4,935	5,565	6,195	6,825	7,665	8,505
	近江	1,200	1,200	1,950	2,700	3,560	4,420	5,280	6,140	7,065	7,990

メーター口径が、13mm・20mm・25mmの旧町ごとの料金と新料金との比較をすると、上のとおりとなります。なお、近江地域では、平成18年4月1日から徴収される新料金を1ヶ月に割り戻しています。



次号の広報まいばらでは、メーター口径13mmと20mmの料金早見表を掲載します。

お問い合わせ 土木部 水道課(近江庁舎) ☎52-6923 FAX52-4858

予防重視型  
システムへ

平成18年4月から

# 介護保険制度が変わります

介護保険制度改正の背景  
制度のスタートから5年、介護保険制度は介護を社会全体で支える仕組みとして定着しました。

この5年間の統計データを見ると、要介護者、中でも要支援や要介護1の軽度要介護者が急増していることがわかります(図1)。本市においても、制度開始からの5年間に、認定者数はおよそ1.8倍に増加しており、中でも大きな伸びを占めているのは、要介護1の軽度要介護者となっています。

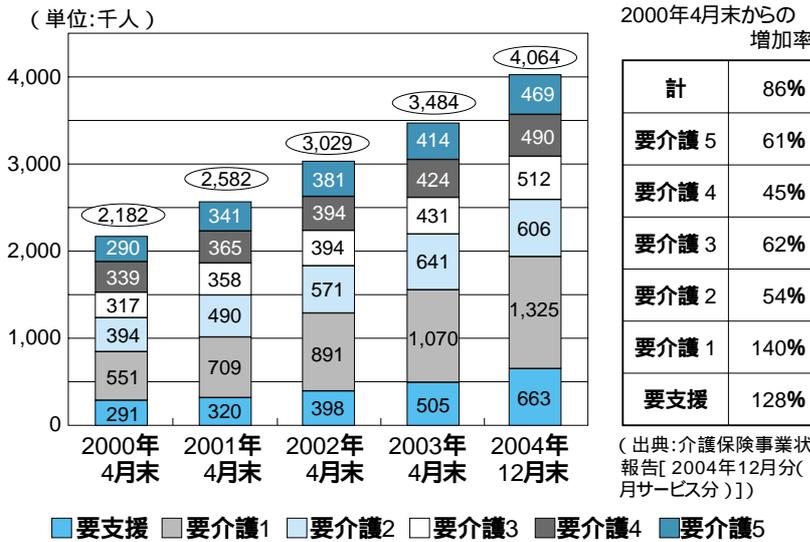
要介護認定を受けた人が増加するに伴い、給付費は増加の一途をたどっています。さらに、2015年には第1次ベビーブーム世代が65歳以上に、介護保険の利用者がさらに増えることが予想され、国の試算においては保険料の増額が見込まれています(図2)。こうした中で、持続可能な

制度の確保と、明るく活力ある高齢社会の構築をめざし、要介護とならない予防重視型

システムへと介護保険制度の改正がおこなわれます。

図1 要介護度別認定者数の推移

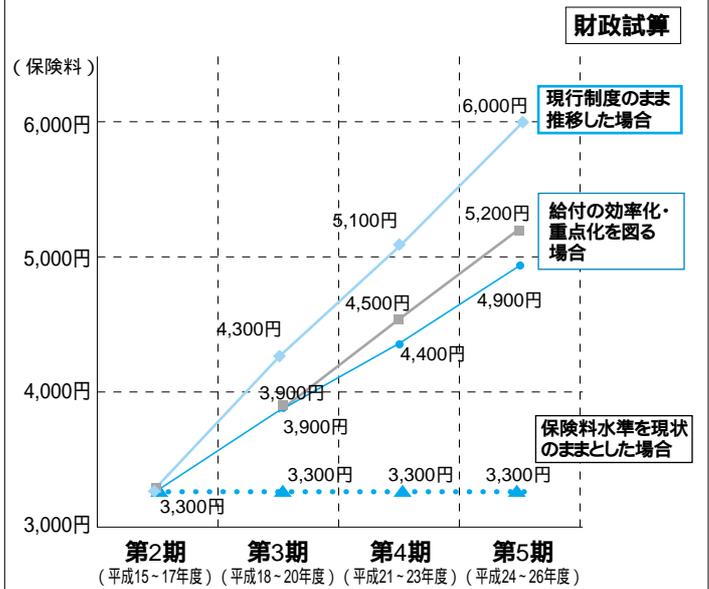
- 要介護認定を受けた人は4年9ヶ月で約188万人増加(86%増)
- 特に、要支援・要介護1の認定を受けた者が大幅に増加(136%増)



(出典:介護保険事業状況報告[2004年12月分(10月サービス分)])

(厚生労働省 老健局資料より)

図2 65歳以上の保険料の見通し  
(全国平均)各期平均1人当たりの月額



(厚生労働省 老健局資料より)

米原市における見直し  
介護保険制度が改正されるのにも関わらず、それぞれの市町村ではどのサービスをどのくらい整備するか、また保険料はいくらに設定するかなどを盛り込んだ「介護保険事業計画」の見直しを行うことになっていきます。今回の改正の見直し点は次の6つです。

サービスの質の確保・向上  
負担のあり方・制度運営の見直し  
介護サービス基盤のあり方の見直し  
現在、米原市では介護保険運営協議会において、第3期(平成18年~20年度)の事業計画について審議を行っているところです。

予防重視型システムへの転換  
施設給付の見直し  
新たなサービス体系の確立

サービスの内容の変更や保険料の改正などについて、詳しくは次号でお知らせします。

## 「米原市バイオマスタウン構想」(案)への 「ご意見をお寄せください」

「バイオマスってなに？」

バイオマスとは動物や植物に由来して発生するものの総称で、食品残さなどの生ごみ、木くず、穀物のみみから、家畜排せつ物、下水汚泥などがその代表的なものとしてあげられます。

バイオマスタウン構想を策定する目的・背景

古来、私たち日本人はバイオマスを薪や肥料として使うなどエネルギーとしてまた製品として日常的に利用してきました。

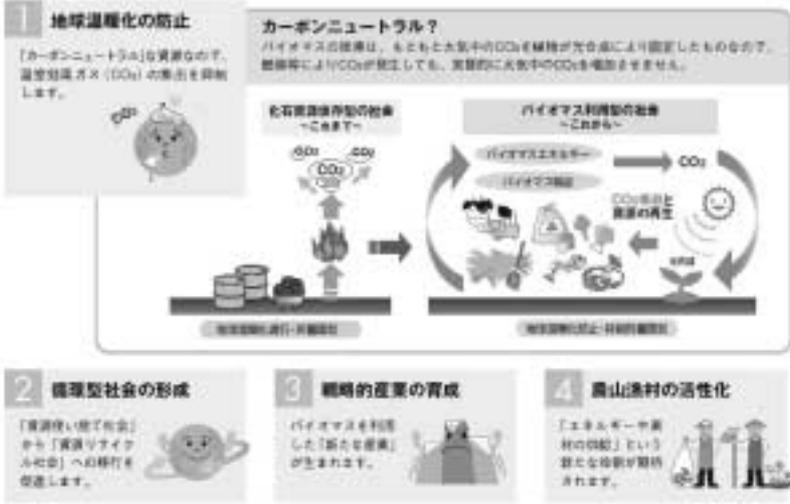
しかし、高度経済成長の過程において、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会システムが構築され、石油や石炭などの化石資源に依存して得られるエネルギーや製品によって、私たちは豊かで便利な生活を手にすることができました。ところが、そうした利点の一方で大量の廃棄物、環境汚染、地球温暖化などの重大な問題が生み出されてきました。

従来の化石資源を燃焼させると地球温暖化を引き起こす二酸化炭素が大量に排出されます。これに対してバイオマスを燃焼して排出される二酸化炭素は、生物の成長過程で大気中から吸収したものであるため、大気中の二酸化炭素を増加させることはありません。このことから、これまで化石資源によって生み出してきたエネルギーや製品をバイオマスに代替させることで、地球温暖化を引き起こす二酸化炭素の発生を抑制することができそうです。

私たちは今後、廃棄物や汚染といった

環境への負荷を伴う社会システムから脱却し、限りある資源を有効に活用する循環型社会へと経済や生活を転換させていく責任を負っています。

本市では、農林水産資源、有機性廃棄物などの生物由来の有機性資源であるバイオマスをエネルギーや製品として総合的に活用することで、農林漁業の自然循環機能を維持増進し、持続的に発展可能な社会の実現に向けて、米原市バイオマスタウン構想」を策定することとしました。



## パブリックコメント(市民意見)を募集します

米原市バイオマスタウン構想(案)について次のとおり市民のみなさんからのご意見や情報を募集します。

**意見等の募集期間** 2月中旬から3月中旬まで

**構想案の閲覧場所** 市役所各庁舎、各行政サービスセンター、各市立図書館、市の公式ウェブサイト(ホームページ) <http://www.city.maibara.shiga.jp>

**意見等の提出方法** 閲覧場所への直接持参、郵送、FAX、Eメール

**送付・郵送先** 【郵送】〒521-0392 米原市春照490 1 米原市役所環境保全課  
【FAX】58 1901 【Eメール】[kankyou@city.maibara.shiga.jp](mailto:kankyou@city.maibara.shiga.jp)  
匿名による意見等は受付することができません。(氏名、住所、連絡先を明記してください。)

お問い合わせ 経済環境部 環境保全課(伊吹庁舎) ☎58-2230 ☎58-1901

## 1月7日 安全で安心な1年を誓って 消防出初式が挙行

米原市となって初の消防出初式が開催され、320人の消防団員と15台の消防車両がルッチプラザに集まりました。式典では、市長から消防団員のみなさんへ「市民の生活の安全を保つために、ますますの連携と英気を持って結集していただきたい」との訓示が述べられ、消防団員の功績表彰や永年の活動に対する感謝状の贈呈が行われました。

式典終了後は、屋外で消防団による行進や車両行進のほか、米原消防署の隊員による訓練披露が行われ、防災への誓いを新たにしました。

ベルホール310で  
行われた式典



気持ちもひきまる寒空の下での行進

## 1月13日 商工会、一つになる第一歩 合併基本協定を締結！

市内4つの商工会の合併基本協定書締結式が、伊吹薬草の里文化センターで行われました。現在、米原市には米原、近江、山東、伊吹の4つの商工会があり、米原市の誕生にともない、昨年1月に合併促進協議会を設立。11月29日の協議会で合併について合意がなされ、合併基本協定の締結となりました。締結式には関係者ら約20人が出席し、市長の立ち会いのもと、協定書に調印されました。平尾市長は「総合経済団体として、市全域を舞台に一体的な活動を進めていただき、ニーズにあった経営革新や新規創業支援、地域振興事業等を進め、地域に根ざした商工会としてさらに発展していただきたい」と祝辞を述べました。

4つの商工会では、5月に合併協議会を発足させ、平成19年4月1日の合併を目指します。



見事な枝ぶりに見とれる見物人

## 1月14日 早春の風物詩 鴨の里 盆梅展・蘭展はじまる

今年で24回目となる「鴨の里 盆梅展・蘭展」が華々しく開幕しました。会場内にはおよそ300鉢の中から見ごろの約110鉢が常時展示されています。今年は寒さの影響で開花が1週間ほど遅れており、見ごろは2月上旬だとか。開催期間は3月12日までの毎日で、時間は毎日9時30分から17時まで。

大雪に見舞われたこの冬、梅の香ただようグリーンパーク山東で一足お先に春を感じてみませんか？



### 大忙しだった開催前の準備作業

1月5日、「鴨の里盆梅展・蘭展」を前にグリーンパーク山東で搬入作業が行われました。盆梅愛好会のみなさんが丹精こめて育てられた約300鉢が、雪の降る中、次々と運び込まれていきました。





卓球でいい汗を



ハイ、ポーズ!

## 12月17日 市内の総合型スポーツクラブが 県内のスポーツクラブと交流

滋賀県立体育館で、県内の総合型地域スポーツクラブが一堂に集まったの「第1回総合型地域スポーツクラブスポーツ交流大会」が開催されました。これは、県内の総合型地域スポーツクラブが共通の種目で対戦し、クラブ間の交流を図ろうと開いたものです。

この大会には、今年度までに設立または設立準備中の23クラブ、55チームの参加があり、米原市からは、MOSスポーツクラブ、いぶきスポーツクラブ、近江スポーツクラブ、カモンスポーツクラブの4クラブ50名が、ドッチビー、ビーチボールなどで爽快な汗を流しました。

## 12月22日 全日本中学生ホッケー滋賀県女子チーム 市長に優勝報告

12月10日・11日の2日間、福井県立ホッケー場で「全日本中学生都道府県対抗11人制ホッケー選手権大会」が開催され、みごと、滋賀県女子チーム(伊吹山中学校と彦根南中学校の合同チーム)が優勝しました。この大会は普段6人制でプレーしている中学生に、オリンピックの公式試合形式である11人制での実戦を経験してもらおうと、開催されるようになって今年で6年目となりました。

山東庁舎で行われた優勝報告会で平尾市長は「努力すれば結果につながる、そんな夢と希望を与えてくれた」とチームの功績を称えました。



伊吹山中女子ホッケー部からの喜びの報告を受け、みんなで記念撮影

## 米原市B & G ビーチボール大会

**参加  
チーム  
募集**

熱気あふれるプレーの連続!  
みなさんのご参加をお待ち  
しています。



と き 2月26日(日)午前8時30分～  
と ころ 米原市山東B&G海洋センター体育館  
対 象 16歳以上(相互審判可能なチーム)  
リーグ ミックスリーグ・レディースリーグ  
締 切 2月15日(水)  
その他 各リーグ優勝・準優勝チームには記念品を贈呈します。

申込・問  
米原市山東B&G海洋センター  
☎57-1414





こちら  
米原市消防本部

米原市消防本部管内の救急出場件数は、年々増加の一途をたどっています。10年前の平成8年と比較すると、平成17年中の救急出場件数は約1.57倍に伸びています。



# 救急車の出動が増えています！

救急車の到着を待つ大切な命を救うために

平成16年発表の消防に関する世論調査( )によると、救急車を呼んだ理由として

「自力で歩ける状態でなかった」(49.8%)、「生命の危険があると思った」(38.1%)などがあげられますが、中には、夜間・休日で診察時間外だった(15.9%)、この病院に行けばよいかわからなかった(7.3%)、

「救急車で病院に行ったほうが優先的に診てくれる」と思った(3.5%)、「交通手段がなかった」(2.2%)という回答もありました。

ではありません。

診療可能な病院がわからない場合は、滋賀県広域災害・救急医療情報システムをご利用ください。

内閣府大臣官房政府広報室発表の資料より

## 滋賀県広域災害・救急医療情報システム

音声自動応答方式で  
医療機関をご案内  
☎55 - 3799  
WEBサイトでも確認可能  
<http://www.shiga.qq-net.jp/>

また、「交通手段として」などの理由で救急車を要請すると、本当に救急車を必要とする事故や病気が発生した場合に遠くの救急車に出場要請をおこなうことになり、救急車の到着を遅らせてしまったため、救える命が救えなくなる。おそれがあります。緊急性がなく、自分で病院に行ける場合は、救急車以外

の公共交通機関等を利用してください。

もちろん、傷病者の様子や事故の状況などから急いで病院へ連れて行ったほうがよいと思ったときは迷わず119番通報をしてください。

手をさしのべたくても

どうしていいのかわからない・・・そんなあなたへ

1分1秒を争う傷病者の尊い命を助けるには、早い通報とともに「早い応急手当」がとても重要です。米原市消防本部では、月に一度の「救命講習」を実施しています。ぜひご参加を...

内容 心肺蘇生法を中心とした講習

日時 毎月第3日曜日 9時～12時 (申込は前日まで)

場所 米原市消防本部 参加費 無料



携帯電話による

119番通報について

携帯電話より有線電話のご利用を携帯電話では、より正確な行き先情報を

近年、携帯電話からの119番通報が増えています。携帯電話は電波が届くところであれば、どんな場所においても電話がかげられることで利点がありますが、電波利用の特性から最寄りの消防本部に「つながるとは限りません」119番通報される場合は、自分の居場所を「正確に伝えること」が消防車や救急車の早期到着を可能にします。従来の有線電話であれば、かつてきた電話の番号から傷病者の居場所を特定することができませんが、携帯電話の場合には番号からの特定ができないため、特に居場所の情報を正確に伝えることが重要です。

救急車を本当に必要とする人のために、みなさんのご理解とご協力をお願いします！

お問い合わせ 米原市消防本部(長岡) ☎55 0108 ☎55 3407

# 米原歴史街道

米原市の 歴史・文化財 を歩く

## 米原市と「功名が辻」(後編)

米原市とも縁深いNHK大河ドラマ「功名が辻」。前回は山内一豊が妻の千代に支えられながら近江国唐国(虎姫町)四〇〇石を領するまでをお話しました。今回はその続きからご紹介したいと思います。

秀吉の配下として一豊は各地で軍功を挙げていきました。本能寺の変以後秀吉が天下を手中に収めていく中で、天正十三年(一五八五)一豊はかつて秀吉の居城でもあった長浜城の城主となりました。長浜城は北陸を睥む要所であり、また、西は琵琶湖に接し、近くには古来より湖上交通の要衝であった朝妻湊があります。

長浜城主時代の一豊の動きを示す資料として、近年、市内大清水の旧家で発見された文書があります。その内容は大清水と大原庄の山論について、事情を聞いて適切な対応をするように依頼したものです。また、上平寺の林で大原庄の農民が木を伐採し、坊主が迷惑している様子や、京都方広寺の大仏建立で敷地の地固めを終えたことも記されています。この文書に記された地域は八幡山城近江八幡市の城主豊臣秀次の直轄領であったため、秀次の補佐官であった田中吉

政に対して一豊が送ったもので、一豊の文書としては最古のものです。



山内一豊書状

豊臣秀吉が小田原城、神奈川、小田原市の北条氏を滅ぼして天下統一を果たした天正十八年(一五九〇)、一豊は掛川城(静岡県掛川市)五万石の城主となりました。掛川城はかつて徳川家康の領有する地であり、また、秀吉の天下統一後、関東に移った家康を睥む要所でした。一豊がこの掛川城に置かれたのは、家康が攻めてきたときの抑えのためと言われていますが、一方で秀吉亡き後、天下を握るのは家康と見越していたようです。秀吉亡き後の慶長五年(一六〇〇)、一

豊は奥州会津(福島県)の上杉景勝の反乱鎮圧という名目で出陣した家康に加わっていました。しかし、秀吉腹心の配下であった石田三成が家康討伐の兵を挙げると、家康は従軍していた豊臣家恩顧の武将たちに対してどちらの味方に付くか軍議を開きました。その際、一豊は諸將に先駆けて家康に居城・掛川城の明け渡しを明言します。掛川城は家康が三成討伐に向かう上での進路であり、一豊がいち早く城の明け渡しを明言したこと、他の武将も家康に味方せざるをえなくなり、この行為には千代の働きかけがあったと言われており、次のようなエピソードがあります。

石田三成は拳兵した際、武将を自軍に引き込むため、家康の罪状を書いた弾劾文を諸將に送り届けました。大坂城にいた千代はその弾劾文と「自分はどうかでも構わないから家康に忠義を尽くすように」と記した文書を文箱に封印し、坂田郡高溝出身の田中孫作を使者に送り、その際に千代は「この密書が敵方に渡ることを恐れ、別に書き改めてこれを使者の百姓笠のひもに隠しました。一豊はこの密書で一切を知り、文箱の封印を解くことなく家康に渡しました。仮にこの文箱が大坂方に寝返るよう勧めたものであれば、一豊は家康軍中にて窮地に陥ることになります。しかし、あえて封印したままで家康に差し出すことで家康の信頼を得たと言われています。このエピソードは先月号で紹介した「名馬購入」と並んで、千代の内助の功を伝える有名なお話です。

こうして一豊は関ヶ原の戦い直前に家康の味方に付き、戦後行賞ではその功績が評価され、土佐(高知県)二十四万石の大名になりました。以後、一豊は慶長十年(一六〇五)まで生きて領地支配に努めました。夫の死後、千代は出家して見性院の法号を受け、元和三年(一六二七)まで生きました。

以上、大河ドラマ「功名が辻」に関連して山内一豊と妻千代についての概略をお話させていただきました。大河ドラマと共に米原市の歴史にも注目ください。

### 一豊の母・法秀院の墓

米原市宇賀野には豊の母、法秀院の墓が残されています。夫が戦死した後、宇賀野の長野家に身を寄せた法秀院は一豊が長浜城主になつた翌年(一五八六)まで生きました。江戸時代後期、土佐山内家がその墓を探し出し、長く位牌と墓を守り続けてきた長野家に対して保護するようになりました。



(文化スポーツ振興課)

## 悪質な「架空請求」にご注意を! ②

画面をクリックしたら、いきなり「登録」になった!!

「もしかしたら、あの時のことかもしれない…」こんな消費者のあまいな記憶や、ついうっかりの操作ミスに付けこんだ、悪質な架空請求が横行しています。最近では、「メールに記載されていたURLをクリックしただけで、料金を請求された」などというケースが多発。手口はますます巧妙化しています。

### 身に覚えのない請求を受けたときは?

#### 1 サイトを利用した事実がない場合

支払う必要はありません。無視してください。

#### 2 「無料」と表示されていたのに請求された場合

クリックする前の画面に利用規約等の表示がなかった場合には、サイトを「有料で利用すること」についての合意はなく、契約が成立したとは言えません。支払う必要はありません。

#### 3 URLをクリックしただけで、「登録」になってしまった場合

契約は成立していませんので、支払う必要はありません。

なお、「電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律」(電子消費者契約法)では、事業者には確認画面の設定を義務付けています。消費者が申込みを確定する前に、すべての申込み内容を再度確認でき、かつ訂正できるような措置が講じられていない場合には、契約の無効を主張できます。

### トラブルを避けるには

有料サイトや広告メールに記載されているURLに、興味本位でアクセスしない  
今相手に知られている以上の個人情報を連絡しない  
利用する場合には、必ず事前に「利用規約」を確認する

- ・不当な請求を受けた場合には、念のため、証拠となるハガキや画面を保存しておきましょう
- ・悪質な請求を受けた場合には警察へ届けましょう

困ったときは、  
すぐに  
消費生活相談窓口へ

米原市消費生活相談窓口  
(米原庁舎内 ☎52 - 8088)  
受付 / 平日 9:15 ~ 15:30



## 図書だより



### 新しく入った本

一般書 『みずうみ』  
よしもとばなな 著 フォイル

中島くんは、いつの間にか私の家に住むようになった。みずうみの近くに住む昔の友だちを訪ねたのをきっかけに中島くんの過去が明らかになって…。壮絶で悲しくもすべてを包み込むような澄みきった優しさにあふれた長編小説。

児童書 『まめうしのまんまるいふゆ』  
あきやまただし 作・絵  
PHP研究所

ぼく、まめうしくん。豆粒くらいの小さな子牛。今日はありすちゃんのために、まん丸い食べものをさがしてあげるんだ。絵本「まめうし」シリーズです。



### 2月のおはなし会

- 山東図書館 ☎55-4554  
5日(日)・19日(日) 14時 ~ おはなし会
  - 近江図書館 ☎52-5246  
16日(木) 11時 ~ おはなしのへや
  - 伊吹薬草の里文化センター図書室 ☎58-0105  
5日(日) 10時 ~ 研修室
  - 米原公民館図書室 ☎52-2240  
24日(金) 10時 ~ 図書室
- いずれも予約不要入場無料! お気軽にお越しください。



### 2月の休館日

- 山東図書館・近江図書館  
毎週月曜日・23日(木)
- 伊吹薬草の里文化センター図書室  
毎週月曜日・7日(火) ~ 10日(金)  
[蔵書点検のため休館いたします] 28日(火)
- 米原公民館図書室  
毎週月曜日

### 第5回 かるた大会

とき 2月11日(土・祝)  
午後1時 ~ 4時  
ところ 山東図書館

参加のお申込を受付中!  
小倉百人一首・近江百人一首  
小・中学生の部 / 高校生・一般の部  
☎55 - 4554 ☎55 - 4557



## 子育て支援センター あゆっこ

米原市立米原中保育園内  
〒521-0016 米原市下多良146-1  
☎52-1114 ㊟52-5131

### 3月のめばえ活動

## おもちゃ・公民館で遊ぼう!

お友だちやおうちの人とわいわい遊びませんか?

学区	実施日	会場	時間
醒井学区	3月3日(金)	醒井公民館	10:00~ 11:30 (受付 9:50~)
息郷学区	3月10日(金)	東番場公民館	
米原学区	3月7日(火)	賀目山公民館	
	3月14日(火)	朝妻集会所	
	3月17日(金)	梅ヶ原公民館	

♥**あゆっこ開放** 毎週月・水・木曜日 10:00~11:30  
気楽に遊びに来られるお部屋です。

♥**園庭開放** 月曜日~土曜日 10:00~11:30  
園庭にある遊具や砂場で遊びませんか?

♥**育児電話相談** ☎52-1114  
毎週月曜日 13:00~16:30  
相談員が応じます。一人で悩まず、まずだれかに話してみても...

### 保護者の方へお願い

“めばえ”の名札とケースをもっておられるご家庭で、4月から“たんぼぼ”対象(平成14年4月2日~平成15年4月1日生まれのお友だち)の方は、3月の“めばえ”が終了しましたら、子育て支援センターあゆっこまで名札とケースの返却をお願いします。

## 米原市こども家庭相談室

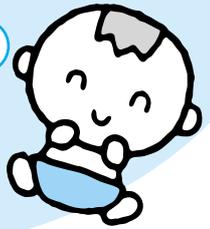
〒521-0292 米原市長岡1206  
市役所山東庁舎2F  
☎55-8123 ㊟55-4040

米原市には、子どもや、子育てをしている方が悩んだときに気軽に相談できる「こども家庭相談室」があります。しつけや生活習慣、いじめや不登校などの学校生活についてや、子育てのストレス、家族の関係など...ひとりで悩まずに、家庭相談員に話してみませんか。相談は無料ですので、何でもお気軽にお電話ください(秘密は絶対に守ります)。

**相談日は?** 毎週月曜日~金曜日  
午前9時~午後4時  
**相談方法は?** 電話相談・来所相談・家庭訪問など  
**連絡先は?** 米原市役所山東庁舎  
福祉事務所内  
☎55-8123(直通)

## 地域子育て支援センターだより

米原市内では未就園児家庭を対象にさまざまな子育て支援活動を行っています。子どもたちの健やかな成長と、楽しい育児を応援しています。みなさん、ぜひ遊びに来てください。



## 子育て支援センター 寺子屋

長岡保育園内 〒521-0242 米原市長岡1167-4  
☎55-0061 ㊟55-8222  
<http://www.ex.biwa.ne.jp/nhoiku>

### 3月の園開放

## 楽しい行事にいっしょに参加してね

実施日	時間	内容
3月4日(土)	10:00~ 11:30	話したい事、やりたい事 ワイワイ、ガヤガヤ楽しく遊ぼう!!
3月11日(土)		
3月14日(火)	10:00~	人形劇がやってくる...! 人形劇団 とんと 演目『千里のくつ』

♥**園庭開放** 毎週月~土曜日 10:00~11:30  
遊具がたくさんあります。おうちの人と遊びに来てね。

♥**育児電話相談** ☎55-0061  
毎週月~金曜日 10:00~17:00  
ひとりで悩まないで!保育士が相談に応じます。



## 米原市立いぶき保育園 フォランド

米原市立いぶき保育園  
〒521-0312 米原市上野905  
☎58-0017 ㊟58-0082

実施日	時間	内容
3月9日(木)	9:40~ 11:00	戸外で遊ぼう! (土手滑り)

持ち物:着替え・水筒を持ってきてください。汚れてもいい服装で遊びにきてください。



♥**園庭開放**  
毎週木曜日 9:40~11:00

このコーナーでは、医療情報や健康管理情報等について、市国民健康保険診療所の医師や市の保健師・介護士等が住民のみなさんに役立つ情報をお伝えします。

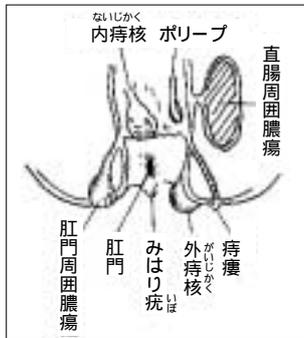
## まじめなおしりのはなし



「2人に1人は痔主」と言われるほど、痔はポロリーな病気です。しかし、命に直接関わらない上に人前では話にくい病気のため、自己流の治療で取り返しのつかない肛門になつてしまった患者さんもいます。また、痔だとばかり思っていたら、実は癌であつたため手遅れになつてしまった不幸な患者さんもあります。今回は、痔およびその周囲の大腸疾患についてお話ししたいと思います。

痔とは、そもそも人類が垂直歩行を行うようになったため、肛門が、心臓より低い位置になり、痔静脈の圧力が高くなりました。その上、便の圧力が肛門に直接かかるようになったことも原因の一つです。それが証拠に、四つん這いの動物には痔はありません。従って、長時間立つたり、座りっぱなしの生活習慣は、痔核を発生させると考えられています。また、排便時の強いいきみの習慣も同様に痔核に悪影響を及ぼし

ます。痔の代表的なものとして次の3つがあげられます。痔核(いぼち)・・・肛門から出血する。排便時脱肛する。肛門が腫れて痛い。痔瘻(あなち)・・・肛門が化膿した(肛門周囲膿瘍)後に穴があき、いつまでも膿が出る。裂肛(きれち)・・・排便時に激痛がする。痛みが排便後長い間続く。



女性の場合、半数以上が痔核で、次いで裂肛が多く、痔瘻は男性に比べて少数です。慢性的な便秘や妊娠・出産が原因となることが多いようです。ここで少し痔以外の病気のこともお話ししておきたいと思えます。痔は、よく下血を伴いますが、痔の他にも下血がみられる疾患として、大腸に炎症を生じる潰瘍性大腸炎やクローン病、良性腫瘍である大腸ポリープなどがあります。また

大腸癌、直腸癌、肛門癌などのように、進行すると取り返しのつかない病気もあります。通常は40才以上の方に多いのですが、時には、20才代にもみられることがあります。また若年者ほど癌の進行が早い傾向にありますので、一刻も早く治療を受ける必要があります。その他にも、肛門からの出血を長期間放置することで、少量の出血でも長期にわたる場合、貧血が進行し、疲れやすくなったり、眩暈を起すことがあります。とにかく自己判断を避け、症状が続くようならば、早めに専門科の受診をおすすめいたします。

さて、痔にならないために、痔をこれ以上悪化させないためにポイントをお話ししておきます。表にも10のポイントをお示しました。まず、おしりは清潔にたもちましょう。そして、便秘、下痢にならないように気をつけましょう。おしりを冷やさないように注意しましょう。アルコール、刺激物は控えめにしましょう。そして最後に、痔だと思っていたら大腸がんや大腸ポリープなど他の病気だったということもあります。自己判断せず、医師の診察を受けるのが安心です。

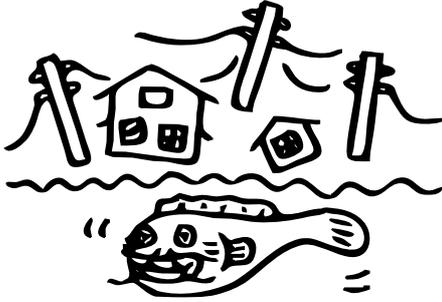
### 痔を予防するためのポイント10

1 毎日お風呂に入りましょう お風呂に入ると肛門の血行がよくなり、また清潔にもなるため、痔の予防には大変効果的です。	6 おしりを冷やさないように注意しましょう おしりを冷やすと肛門の血流が悪くなり、痔核の中に血栓を作り腫れて痛む痔核急性症の原因となるといわれています。
2 おしりは清潔にしましょう 排便後、紙で拭いただけでは便が残ります。皮膚の弱い人はこれだけで肛門周囲湿疹になり、かゆみや痛みが生じます。排便後は洗うか、水で浸したティッシュペーパーで拭くのが理想的です。	7 長時間、同じ姿勢を続けないようにしましょう 立ちっぱなしや座りっぱなしの姿勢は、肛門が鬱血し痔核の原因となります。時々歩くなどして、肛門の血流循環をよくしましょう。
3 便秘にならないように気をつけましょう 固い便は、痔核や裂肛の原因となります。形のある軟便(歯磨きの硬さが理想的)になるよう食物繊維を多くとり、規則正しい食生活、適度な運動をするように注意しましょう。	8 長いドライブは避けましょう 肛門の鬱血をきたし、痔核の原因となります。運転手さんに痔核が多いという報告もあります。時々休憩を入れましょう。
4 下痢をしないように注意しましょう 下痢便は、肛門小窩に深く侵入し、細菌感染を起こし痔瘻の原因となります。	9 アルコール、刺激物は控えめにしましょう アルコールには末梢の血流をよくするため、痔核からの出血を助長します。胡椒や辛子などの刺激物は、便に混じって出てくるので、痔の疼痛・腫脹の原因となります。
5 排便のときに、無理にいきまないようにしましょう 長時間強いいきむことは肛門の鬱血や出血をきたすこととなり、痔核の原因となります。完全にこそと、いつまでも強く息む習慣はやめましょう。	10 医師に相談し、正しい診断を受けましょう 恥ずかしいあまりに自己診断で治療し、何十万円も薬を使ったり、癌であるのに気付かず手遅れになった患者さんがいます。是非、専門医に相談して下さい。

## 募集

無料木造住宅耐震診断を受けてみませんか？

阪神・淡路大震災では多くの建物が全半壊し、6,400人強の尊い命が奪われました。中でも建物倒壊や家具の下敷きによって亡くなられた方は7割弱にもおよびます。地震が発生したときに、人的な被害を軽減するためのもっとも有効な手段の1つが、家屋や家具の倒壊を防止することです。



そこで無料木造住宅耐震診断を実施します！

無料

## 対象要件

昭和56年5月31日以前に着工され、完成しているもの  
延べ面積の半分以上の部分が住宅として使われているもの  
階数が2階以下かつ延べ面積300㎡以下のもの  
木造軸組工法のもので、枠組壁工法、丸太組工法でないもの  
大臣等の特別な認定を得た工法による住宅でないもの

## 申込に必要なもの

建築時期のわかる書類(写し)・固定資産税家屋評価証明書・建築確認通知・登記済証 など  
耐震診断員がご自宅に派遣されます(調査時間は2～3時間程度です)

## 耐震改修補助制度もあります

診断の結果、総合評点が0.7未満と診断された場合、耐震改修・バリアフリー改修に要する経費のうち一部を補助します。

## 対象となる要件

市が実施する無料木造住宅耐震診断を受診された方で、総合評点0.7未満と診断された建物  
耐震改修工事により総合評点が1.0以上となる工事

## 補助額

耐震・バリアフリー改修工事費が1,000千円超2,000千円以下…200千円  
耐震・バリアフリー改修工事費が2,000千円超3,000千円以下…300千円  
耐震・バリアフリー改修工事費が3,000千円超……500千円

申込・問 市民部防災安全課(近江庁舎)

☎ 52-6630 ☎ 52-6930

## まちの情報館

## 人のうごき

平成18年1月1日現在

人口	42,330人 (-25)
男	20,769人 (±0)
女	21,561人 (-25)
世帯数	13,103世帯 (±0)
65歳以上の人口	9,681人
高齢化率	22.87%
( )内は前月との比較	
市の人口は外国人登録人数を含めて公表しています。	

## 2月の税等料金「納税は便利な口座振替で」

- ▶ 国民健康保険税 第9期
- ▶ 保育所保育料 2月分
- ▶ 介護保険料 第9期
- ▶ 水道料金 2月分  
(11-12月使用量を1/2したものの)
- ▶ 下水道使用料 2月分  
山東・伊吹・米原地域  
(11-12月使用量を1/2したものの)  
近江地域(10-11月使用量を1/2したものの)  
口座振替のお知らせ八ガキ・納付書の発送日  
2月14日(火)  
口座振替日・納期限 2月28日(火)  
問 市民部 税務課(近江庁舎)  
☎ 52-1556 ☎ 52-8730

## 2月の窓口業務・事務延長のご案内

と き:2月9日(木)・23日(木)午後7時まで延長  
ところ:各庁舎の市民窓口課  
毎月第2・第4木曜日(祝日の場合は前日の水曜日)に延長窓口を開設しています。

## 取り扱い業務

- ▶ 住民票・印鑑証明・戸籍証明の発行
- ▶ 印鑑登録申請
- ▶ 税に関する証明書の発行
- ▶ 税金の収納
- ▶ 125cc以下のバイクの登録
- ▶ 米原市ナンバー(旧町ナンバー含む)の廃車申告
- ▶ 臨時運行許可業務
- 問 各庁舎市民窓口課  
山東 ☎ 55-8100 伊吹 ☎ 58-2222  
米原 ☎ 52-6624 近江 ☎ 52-6921

お知らせ

2月1日から市が発売許可等を行います

都市計画法に基づく市内の開発許可等の事務はこれまで県知事が行ってきましたが、県の条例改正に伴い、2月1からは、米原市長がこれらの事務を行うこととなりました。

【市が行うこととなる主な事務】

- 都市計画法に基づく開発許可等、開発行為に伴う建築等の許可
- 土地区画整理法に基づく土地区画整理施行地区内における建築行為等の許可
- 県条例に基づく風致地区内における建築等の行為の許可

問 土木部都市計画課(近江庁舎)

☎ 52-6926 ☎ 52-8790

平成18年4月分からの国民年金保険料の口座振替前納手続きは2月末までに

割引で  
お得です!

平成18年4月分から、1年前納(1年分まとめて納付)や6ヶ月前納(6ヶ月分まとめて納付)を希望される場合は、平成18年2月末までに手続きをしてください。現在、口座振替で他の振替方法を利用されている方が1年前納や6ヶ月前納を希望される場合も手続きが必要です。手数料は不要です。

【手続き先】 口座振替を希望される金融機関等  
または 滋賀社会保険事務局彦根事務所  
国民年金業務課 ☎0749-23-1114

口座振替を利用した場合の保険料額 【参考:平成17年度】

1年前納... 4月分から翌年3月分までの保険料を4月末に振替。

前納保険料額 159,540円 割引額 3,420円

6ヶ月前納... 4月分から9月分までの保険料を4月末に振替、または9月分から翌年3月分までの保険料を10月末に振替。

前納保険料額 80,550円 割引額 930円

早割制度... 毎月の保険料を当月末に振替。

早割保険料額 毎月13,540円 割引額 40円

翌月振替... 毎月の保険料を翌月末に振替。

納付期限日の振替のため割引なし。

保険料額 毎月13,580円

あなたの今を日本の未来へ  
発表します、米原市のデータ  
滋賀県 1,380,343人 米原市 41,006人  
調査票の集計速報で出された滋賀県および米原市に暮らしている人の数です。  
この後も、続々と結果が発表されます。もうしばらくお待ちください。  
この速報は平成17年10月1日に実施された国勢調査の市町村票計表を滋賀県が独自に集計したものであり、後日、総務省統計局から公表される数値とは異なる場合があります。



滋賀県・米原市

募集

臨時職員(運転手兼調理員)を募集します!

山東学校給食センターは、平成18年4月から勤務していただく臨時職員を募集し、採用試験を実施します。  
~雇用条件等~

【採用人員】 2名

【勤務内容】 配送車運転および調理補助等業務

【雇用期間】 平成18年4月1日~9月30日

【勤務時間】 午前8時30分~午後4時30分

【賃金】 日額 7,500円 通勤手当別途支給

【加入保険】 厚生年金、健康保険、労災保険、雇用保険

【休日】 土・日・祝日 年次有給休暇あり

~採用試験について~

【日時】 2月20日(月)午前9時から

【会場】 米原市役所山東庁舎別館2階会議室

【持ち物】 履歴書(写真添付) 運転免許証

【試験内容】 口述試験 面接による試験を行います。

【申込受付】 2月6日(月)から2月16日(木)までの午前8時30分から午後5時15分の間  
土・日曜日、祝日を除く

【申込方法】 電話またはFAXにて山東学校給食センターまでお申込みください

申込・問 山東学校給食センター

☎ 55-2718 ☎ 55-2745

お知らせ

平成18年度から19年度の  
入札参加資格審査申請書の  
受付を開始します

【要領の配布場所】 契約管理課(米原庁舎)および  
山東・伊吹・近江庁舎の自治振興課

【配布方法】 上記場所での配布、WEBサイト、郵便請求  
郵便請求の場合は、返信用封筒(角2封筒)と返信用切手を同封のうえ、契約管理課までご請求ください。(建設工事・コンサルタント業務・土木施設維持管理業務・庁舎等管理業務・物品供給のいずれか1部門を希望される場合は120円分の切手、2部門の場合は140円分の切手、3部門以上の場合は200円分の切手を同封しご請求ください)

【受付期間】 2月1日(水)から2月28日(火)まで

【受付時間】 午前9時から正午および午後1時から  
午後4時まで

【受付場所】 米原市役所総務部契約管理課  
(〒521-8501 滋賀県米原市下多良3-3)

【受付方法】 県内の業者は持参に限る  
県外業者は郵送でも可

【提出方法】 書類は、すべてA4判サイズでA4サイズのファイルにひも綴じし、表紙および背表紙に会社名を記入してください。提出部数は、各部門製本1部、副本2部と電子データ(フロッピーディスク1枚)を提出してください。

【有効期間】 平成18年4月1日から平成20年3月31日までの2年間

問 総務部契約管理課(米原庁舎)

☎ 52-6781 ☎ 52-4447



# 所得税・市県民税の申告は、3月15日までに!

## 確定申告を必要とする人

事業をしている場合、不動産収入がある場合、土地や建物を売った場合などで平成17年中の所得金額の合計が、配偶者控除、扶養控除、基礎控除などの所得控除の合計額を超えるとき。

サラリーマンで

給与の年収が2千万円を超える場合。

給与を1か所から受けている方で、給与と所得や退職所得以外の各種の所得(地代、家賃、原稿料など)の合計額が20万円を超える場合。

給与を2ヶ所以上から受けていて、年末調整をされなかった給与の収入金額と給与と所得や退職所得以外の各種の所得金額との合計額が20万円を超える場合。

## 市県民税の申告も3月15日までに

平成18年1月1日現在、米原市に居住し平成17年中に所得があった人や給与所得以外に農業、商工業や地代、家賃などの所得があり、所得税の確定申告をしなかった人は、市県民税の申告をお願いします。

また、この申告書は、国民健康保険税ならびに介護保険料の申告も兼ねています。

## 申告相談会場・日時のご確認を

今年の申告相談については下記の会場・日程で受付をします。各会場(庁舎等)で申告相談を受け付ける日が決まっておりますので、相談日の申告相談会場をご確認のうえお越しいただきますようお願いいたします。

### 申告相談日程表

対象学区等	相談会場	相談日	時間
山東西学区	山東庁舎	2月16日(木)、2月17日(金)	午前9時～午後4時
山東東学区	山東庁舎	2月20日(月)、2月24日(金)	
柏原学区	山東庁舎	2月27日(月)、3月3日(金)、3月9日(木)	
	山東B&G海洋センター	3月2日(木)	
大原学区	山東庁舎	3月10日(金)、3月13日(月)、3月14日(火)	
春照学区	ジョイいぶき	2月21日(火)～2月23日(木)	
伊吹学区	ジョイいぶき	2月28日(火)、3月1日(水)	
東草野学区	ジョイいぶき	3月8日(水)	
醒井学区	米原庁舎	2月16日(木)	
	醒井水の宿駅	3月13日(月)	
米原学区	米原庁舎	2月20日(月)～2月22日(水)、 3月2日(木)、3月3日(金)、3月10日(金)	
息郷学区	ゆめホール	2月23日(木)	
	米原庁舎	3月1日(水)、3月14日(火)	
息長学区	近江庁舎	2月16日(木)、2月17日(金)、 3月9日(木)、3月14日(火)	
坂田学区	近江庁舎	2月24日(金)、2月27日(月)、 2月28日(火)、3月8日(水)	
白色事業者	山東庁舎	3月6日(月)	
	米原庁舎	3月6日(月)	
	ジョイいぶき	3月7日(火)	
	近江庁舎	3月7日(火)	
全学区	近江庁舎	3月15日(水)	

なるべく学区指定日に、指定の相談会場にお越しいただくようお願いいたします。

お知らせ

## 軽自動車の廃車・名義変更 手続きを忘れていませんか？

軽自動車やバイクなどに課税される軽自動車税は廃車・名義変更等の手続きを済ませない限り課税されることとなります。廃車・名義変更の手続きがお済みでない方は、至急下記のところで手続きをしてください。平成18年3月31日まで届出を済ませないと、平成18年度の軽自動車税について納税義務を負うこととなります。

車種	手続きをするところ
市(旧町)ナンバーの 原付自転車・小型特殊	米原市役所各庁舎市民窓口課または 近江庁舎税務課 ☎ 52-1556 ナンバープレートと印鑑をお持ちください。ナンバープレートを紛失された場合、弁償金200円が必要です。
二輪車 (125ccを超えるもの)	近畿運輸局滋賀運輸支局 ☎ 077-585-7251 自動車検査登録テレフォンサービス ☎ 077-585-7272
軽自動車(三輪・四輪)	軽自動車検査協会滋賀事務所 ☎ 077-585-7103 軽自動車検査登録テレフォンサービス ☎ 077-585-7111

お知らせ

## 農業所得標準で申告の皆さんへ ～平成18年分から 農業所得申告は「収支計算」で～

水稻の農業所得申告に用いられてきた「農業所得標準」が平成17年分で廃止され、平成18年分(平成19年2月申告)から、

総収入金額から必要経費を差し引く  
「収支計算」での申告に変わりました。

収支計算を行うためには、農業所得に関する収入明細(出荷伝票)や支払いの領収書などを保存し、記帳していただくことが必要です。

月々の収入金額の明細や支払いの領収書等を保存・記帳し、平成18年分の農業所得を収支計算で申告できるよう準備をしておいてください。

申込・問 市民部税務課(近江庁舎)  
☎ 52-1556 ☎ 52-8730

掛金

1人500円 / 年で  
通院1日目から見舞金支給

お知らせ

## 滋賀県市町村 交通災害共済 加入手続きが変わります!!

個人情報保護法の施行等により、平成18年度加入分から手続きが変更となります。

今までは・・・

加入者台帳・領収証に住所・氏名を印字  
区長様を通して各世帯に配布  
区長様が現金を取りまとめ  
市で現金勘定後各世帯に領収証配布

平成18年度以降・・・

加入者台帳・領収証には住所・氏名は印字しません。広報2月号に折込し、配布します。  
加入者台帳・領収証の太枠内に必要事項(住所・加入者氏名)を記入してください。  
加入者台帳・領収証をお持ちのうえ、下記指定金融機関に現金と一緒に持ちください。  
滋賀県市町村交通災害共済加入金振込指定金融機関  
(全機関本店及び各支店)  
滋賀銀行、びわこ銀行、長浜信用金庫、  
レーク伊吹農業協同組合、大垣共立銀行

加入要件

滋賀県内の住民基本台帳に記載されている、または外国人登録をしている方と、県内の事業所、事務所、学校等に勤務または在学している方です。  
なお、平成18年3月31日以前に県外に転出される方は加入できませんのでご注意ください。  
共済掛金は、2・3月中にお支払いください。  
共済期間は、平成18年4月1日～平成19年3月31日までです。  
(ただし、4月1日以降に掛金支払いの場合、支払いの翌日からの加入となります。)

対象となる事故

日本国内で一般の交通の用に供する道路において、自転車・バイク・自動車等の運行中に発生した事故(自損行為含む)または、これらの車両に接触した事故による死傷。  
ただし、飲酒運転、無免許運転、その他故意または重大な過失による場合は支給されません。  
**見舞金請求期限**  
交通事故発生日から1年以内(追加請求は2年以内)

お問い合わせ 市民部 防災安全課(近江庁舎) ☎52-6630 ☎52-6930

# インフォメーション INFORMATION

時 日時・期間      場 場所  
 ￥ 料金・費用      ? 内容  
 ♀ 申込などの締切   申 申込先  
 問 問い合わせ先    ☎ 電話番号  
 FAX FAX番号        e Eメールアドレス

## 催し

### 三島池自然観察会 『第13回 シイタケ・ ヒラタケの植菌』

**日時** 3月18日(土)  
13時～16時  
**参加費** 700円  
**講師** 林 茂博 先生  
**会場** さんせの森  
**定員** 30名  
**申・問** 県立三島池ビジターセンター  
〒521-0221 米原市池下433-1  
☎ 55-2377



### 健康講演会

**日時** 2月26日(日)  
10時～11時  
**場所** 県立長浜文化芸術会館  
**テーマ** 「人生の階段  
- 認知症の理解とケア」  
**講師** (財)青樹会副理事長・  
青祥会総施設長  
畑下 圭子 氏  
研究発表会や人権啓発研修の  
ほか展示コーナーには薬草の写真  
パネルや製薬メーカーのコーナー  
があります。  
**問** 滋賀県薬剤師会事務局  
〒525-0072  
草津市笠山7丁目4 - 52  
☎ 077-565-3535  
FAX 077-563-9033

### ギャラリー展示 「タガベエのため池探検 一人と歩む歴史と未来」

**期間** 2月26日(日)まで  
**会場** 琵琶湖博物館  
企画展示室  
**開館時間** 9時30分から17時  
**休館日** 毎週月曜日  
(休日の場合は翌日)  
**観覧料** 無料  
**問** 滋賀県立琵琶湖博物館  
☎ 077-568-4811

## グルメの集い募集!!

湖北に伝わる郷土料理、うなぎの  
じゅんじゅんをメインとした数々の湖  
魚料理を格安で食べられます。

**日時** 2月12日(日)  
**会場** 朝日漁業会館(湖北町尾上)  
**メニュー** うなぎのじゅんじゅん、フ  
ナの子造り、いさざの佃煮、  
しじみ汁、鮎の焼串

**SLで行くうなぎのじゅんじゅんコース**  
**料金** 大人4,000円、小人3,000円  
**定員** 40名

**一般コース**  
**料金** 大人3,500円、小人2,500円  
**定員** 60名

**申・問** 湖北町役場内  
グルメの集い事務局  
〒529-0341 東浅井郡  
湖北町速水2745  
☎ 0749-78-8305  
FAX 0749-78-1640

## 講座

### 再就職を目指すシニアの方の シティホテル・スタッフ技能講習

**対象** 55歳以上68歳までの方  
(講習開講日現在)  
**日時** 2月13日(月)から2月23日(木)  
※土・日を除く 13時～17時まで  
**場所** ホテルポストプラザ草津・  
アーバンホテル草津・クサツエ  
ストピアホテル  
**定員** 25人(超過のときは抽選)  
**受講料** 無料  
**申** 往復はがきに講習名(ホテル)、  
住所、氏名(ふりがな)、生年月  
日、年齢、電話番号を記入のう  
え、2月7日(必着)までにお申  
込ください。  
**申・問** 滋賀県シルバー  
人材センター連合会  
〒520-0051  
大津市梅林1丁目3番10号  
☎ 077-525-4128  
FAX 077-527-9490

## 募集

### 「功名が辻」放送記念歌会 「おのろけ、ごちそうさま！」 “おのろけ短歌”を 募集します!

大河ドラマ「功名が辻」放送を記  
念して、千代と一豊にゆかりのある7  
県のNHK各放送局では夫や妻、恋  
人などお互いのパートナーを詠んだ  
“おのろけ短歌”を募集します。

**内容** 「夫」「ヨメさん」「カノジョ」  
「○○ちゃん」などパートナー  
への呼びかけの言葉を入れて  
愛情たっぷり短歌を詠んでく  
ださい。

**応募方法** はがき、ファックス、イン  
ターネットでご応募ください。

①短歌、②歌にまつわるエピソ  
ード、③住所、④名前、⑤年齢、  
⑥電話番号、⑦職業を明記し  
てください。

・未発表のもので応募点数に制  
限はありません。

・二重投稿(同じ作品を他のコ  
ンクール、新聞、雑誌などに  
応募すること)は固くお断りします。

・ご応募いただいた作品は、期間・  
回数期限なしに主催者が使  
用することをあらかじめご了承  
いただきます。

**応募先** 〒461-8725  
NHK名古屋放送局  
「おのろけ、ごちそうさま」係  
FAX 052-952-7036

<http://www.nhk.or.jp/nagoya/onoroke/>  
※応募作品の紹介にあたっては  
NHK担当者から事前に連絡  
いたします。

### 締め切り

8月31日(木)消印有効

**問** NHK名古屋放送局事業部  
☎ 052-952-7070  
(平日午前10時～午後6時)

# 相談

## 結婚相談

米原市では、結婚相談を「毎月第2・第4木曜日」に開設しています。お気軽にご相談下さい。相談は無料です。

### 2月の開設日時

9日(木)・23日(木)

13時30分～16時

場 近江庁舎2階(顔戸488-3)

会議室2A

申・問 米原市経済環境部

農村振興課

☎ 58-2228

## 社会福祉協議会の相談

### 法律相談

弁護士が相談に応じます。相談料は無料で秘密は厳守されます。

●相談時間はいずれも午前10時～正午まで

●事前にお申込みが必要です。

日時	会場
2月16日(木)	米原地域福祉センター(三吉)
2月23日(木)	伊吹健康プラザ愛らんど(春照)

### 心配ごと相談

相談日	時間	会場
2月6日 ※(月)	13時～16時	伊吹健康プラザ「愛らんど」(春照)
2月14日 (火)	9時～12時	山東公民館(長岡)
2月20日 ※(月)	13時～16時	伊吹健康プラザ「愛らんど」(春照)
2月28日 (火)	9時～12時	柏原生涯学習センター(柏原)

※人権・行政相談も同時開催

相談員 心配ごと相談員

●相談料は無料で秘密は厳守されます。

●その他、社協では職員による相談を随時受け付けています。

申・問 米原市社会福祉協議会山東支所

☎ 55-2365 ☎ 55-2975

当センターでは、学校をやむなく中途退学した少年たちの就労や就学、進路変更の相談に応じています。

### 少年に関する悩みごとは…

米原市少年センターへどうぞ

☎ 52-4940



## 淡海青少年劇場公演 パフォーマンシアター 「水と油」

活動休止が決定した「水と油」。ぜひ、ご覧ください。



日時 3月24日(金)18:30開演

場所 滋賀県立文化産業交流会館  
米原市下多良2-137

入場料 一般/2,000円 全席指定  
18才以下/1,000円

問 滋賀県立文化産業交流会館

☎ 52-5111

## 「峯尾佳月子・あかり展」

和紙や竹紙など、自然素材を使った「あかり」を展示!

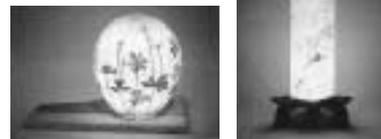
日時 2月12日(日)～2月19日(日)  
9:00～17:00

会場 滋賀県立長浜文化芸術会館  
第1展示室

休館日 毎週月曜日

問 滋賀県立長浜文化芸術会館

☎ 63-7400



## 特別企画展 一豊と秀吉が駆けた時代 夫人が支えた戦国史

13回のテーマ展からなる特別企画展。北近江と一豊・秀吉との深い関係を、美術工芸品や歴史資料などの実物資料を使って紹介。

会期 1月3日(火)～11月30日(木)

場所 市長長浜城歴史博物館

入館料 大人400円、  
小中学生100円

問 長浜城歴史博物館

☎ 63-4611



## びわ湖ホール 『野村万作・ 野村萬斎狂言公演』



舟渡 賢  
(ふなわたしむこ)

日時 3月26日(日)

14時/18時開演

羊 S席6,000円/A席5,000円  
(全席指定・税込)

音楽と童画のファンタジー

## 『雷の落ちない村』

画家・三橋節子氏の作品をもとにした絵画と語りと音楽によるコンサートです。

日時 2月26日(日) 14時～

羊 一般3,000円、  
青少年1,500円(25歳未満)

申込・問 びわ湖ホールチケットセンター

☎ 077-523-7136

## ひこね市文化プラザ エコメモリアル チェンバーオーケストラ演奏会



コンサートマスター

戸澤 哲夫

(東京シティ・フィルハーモニック  
管弦楽団コンサートマスター)

トランペッター(ソリスト)

内藤 知裕

(東京都交響楽団所属)

### プログラム

◎グリーグ作曲

組曲「ホルベアの時代から」作品40

◎J.S.バッハ作曲

ブランデンブルク協奏曲

第2番 ヘ長調 BWV1047 など

日時 3月21日(祝・火)

14:00開演(13:00開場)

開場 ひこね市文化プラザ エコホール

羊 大人前売 2,000円(当日500円増し)

高校生以下前売1,000円(当日500円増し)

申込・問 ひこね市文化プラザ

チケットセンター

☎ 0749-27-5200

冬の散歩道

今年の干支でもある、このかわいらしいワンちゃん（柴犬）の名前はパスー。一面雪化粧した筑摩周辺で散歩中の一枚です。

このショットを写真に収めたのはパスーのご主人で、アマチュアカメラマンの北村勝さん（賀目山）です。北村さんは、全国ろうあ者大撮影会・東京都知事賞、湖国写真展・特選など数々の入賞経験をお持ちで、各地で個展も開催されています。

写真を撮るのが一番の楽しみと語る北村さんは、「作品からさまざまなメッセージを感じとっていただければ」と満面の笑みを浮かべながら愛犬パスーの写真を提供してくださいました。



— 今月の表紙 —

米原市となって初の成人式は、滋賀県立文化産業交流会館で開催されました。

今年、市内で成人式を迎えたのは536人。式は、新成人12人で構成する実行委員会で企画・運営がなされ、アカペラバンドによるステージや、ブレイクダンスのアトラクションで盛り上がりました。また、新成人を代表して田川裕紀さん（柏原）が20歳のメッセージを述べました。会場内では、恩師や友人との久々の再会にあちらこちらで歓喜の声が上がり、互いの近況報告に話も弾みました。明日の米原市を担う新成人のみなさん、ご成人おめでとうございます！

まいばら

vol.12

編集・発行  
米原市役所  
政策推進部情報政策課

public information  
maibara  
2006.1.27 発行

〒521-8501  
米原市下多良三丁目3番地  
TEL 0749(52)6627  
FAX 0749(52)5195  
E-mail:jouhou@city.maibara.shiga.jp  
HP http://www.city.maibara.shiga.jp/

いっもHappy



LOVE LOVE 兄弟!? 中多良

ふじいりゅうと (3才) じょう (2才)  
藤居瑠斗ちゃん 丞ちゃん

このコーナーでは元気なまいばらっ子を募集しています。掲載写真にひとことメッセージを添えて、左下の連絡先（情報政策課）までご連絡ください。